高齢者虐待防止に関する指針

介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚

〇基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはなりません。また、虐待につながるおそれのある不適切なケアについても重大な問題として捉え、未然防止に努めます。

グリーンワーフ東戸塚では、この基本理念に基づき、職員一人ひとりが高齢者虐待及び不適切なケアについて正しく理解し、利用者の権利擁護を実践できるよう、本指針を定めます。

〇高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、「高齢者が他者から不適切な取扱いを受けることにより、権利利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるおそれのある状態に置かれること」をいいます。具体的には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、性的虐待及び経済的虐待をいいます。

１　施設における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

２　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②　虐待防止委員会の構成委員

・施設長
・事務長
・看護師長
・介護長（介護長兼相談室長）
・支援相談員
・介護支援専門員
・デイケア主任
・　その他必要に応じ委員を指名する。

③　虐待防止委員会の開催

委員会は、月１回（第３水曜日）に開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④　虐待防止委員会の役割

ア）虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ）虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ）職員の人権意識を高めるための研修計画（年２回以上）に関すること
エ）虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
オ）虐待が発生した場合の対応に関すること
カ）虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤　高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、介護長（介護長兼相談室長）とします。

３　高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

① 定期的な研修の実施（年2回　6月・12月）
② 新任職員への研修の実施
③ その他必要な教育・研修の実施
④　 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

４　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

① 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、関係職員への聞き取り、記録の確認、利用者及び家族への状況確認を行います。
② 必要に応じて利用者家族へ経過及び対応について説明を行います。
③ 虐待等が発生したと判断した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

【通報先】横浜市健康福祉局高齢施設課　電話）045-671-3923

④ 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

５　高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施します。

① 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。
② 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み。
③ 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識を高め、認知症ケア等に対する理解を深めるための研修・教育への取り組み。
④ 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み。
⑤ 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知。
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行いません。やむを得ず身体拘束を実施する場合は、法令及び施設の身体拘束適正化指針に基づき適切に対応します。

６　虐待等が発生した場合の相談報告体制

① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、２⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とします。

② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③　職員は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、又は虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止担当者又は管理者へ速やかに報告しなければなりません。

④　事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

⑤　事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

⑥ 虐待等を報告・相談した職員に対して不利益な取扱いは行いません。

７　成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

８　虐待等に係る苦情解決方法

① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。

② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

③ 対応の結果は相談者にも報告します。

９　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当施設の虐待防止指針は、施設内に備え付けるとともに、利用者及び家族から求めがあった場合に閲覧できるようにします。また、当該指針を当施設のホームページに掲載し、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるようにします。

なお、当該指針は全職員に周知徹底を図るとともに、定期的に研修を行います。

１０　その他虐待防止推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。本指針は、虐待防止委員会において法令改正や運営状況等を踏まえ、必要に応じて改訂します。

附則

この指針は令和3年8月1日に施行する

この指針は令和6年2月1日　改定

この指針は令和8年8月１日　改定